

令和3年監査公表第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年3月17日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 山本 半治

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年1月20日になされた地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求について、監査した結果は、次のとおりであるので、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■
■■■■

2 請求書の提出日

令和4年1月20日

3 請求の要旨

請求人の請求の要旨は、以下のとおりである。

○令和4年1月20日付け、住民監査請求書（4枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略）

地方自治法第242条第1項の規定に則り、住民監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本請求書は、請求人がすでに貴委員各位あてに提出した令和3年12月13日付け住民監査請求書（6枚）と同17日付け住民監査請求補充書（5枚）及び令和4年1月12日付け住民監査請求再補充書（14枚）の三文書に替え、今回改めて新たに提出を行うものです。

1. 措置を求める者

2. 請求の内容

令和3年5月30日告示、同年6月6日執行の半田市長選挙の立候補表明者（後援会、政治団体を含む）による告示前の不正・違法な事前選挙運動に対して、半田市選挙管理委員会の4人の委員（服部、尾前、前田、成田）と同委員会事務局の3人（書記長 山本、書記 石島と木原）は、全く是正措置を行いませんでした。（書証9. 11. 及び書証10. より）。

このため有権者は、公正・公明でない状況下で候補者への投票判断をすることになり、正当・正常な市長選挙の執行（投票）がなされませんでした。その結果、当選したのは、告示前の事前選挙運動を他の立候補表明者に先立って不正・違法を行った久世孝宏でした（具体的な不正・違法活動は、別途記載します。）。

半田市長 榊原純夫は、立候補表明者 久世孝宏を告示前から積極的かつ率先して応援する違法活動に参加していましたことから、上記のような告示前の立候補表明者による不正・違法な選挙活動を認識していました。

ところが、半田市長 榊原純夫は、半田市選挙管理委員会の4名の委員に全額報酬を支給していますし、同委員会事務局の3名の者に対しても全額給与と一時金を支給しています。

立候補表明者が事前選挙運動を始めた令和3年1月から、当選証書を渡し新市長に交替した同年6月までの間に半田市長 榊原純夫が上記の市選挙管理委員会関係者7名に支給した上記の金額のうち、4名の委員支給分の70%（30%は、事務管理分として支給可としました。）及び事務局3名に支給した額のうち、本来すべきであった不正への対応怠慢分（市人事課で算定いただくよう求めます。）を半田市長 榊原純夫は、半田市に返すよう措置を求めます。

3. 請求の理由及びその他の関連する各項

請求の理由及びその他の関連する各項は、請求人から半田市監査委員各位あてに、すでに提出している、次の住民監査請求書に記述している通りです。

- i. 令和3年12月13日付け、住民監査請求書（6枚）
- ii. 令和3年12月17日付け、住民監査請求補充書（5枚）
- iii. 令和4年1月12日付け、住民監査請求再補充書（14枚）

上記の3文書を本請求書と共に、提出します。

（1）. 但し前頁の住民監査請求に関する3文書（i～iii）に記述している内容のうち、次に記す項については、今回提出する住民監査請求書では、変更後の内容に変更いたしますので、そのように認識をしていただくよう、お願いいたします。

ア. 「措置を求める者」について

「半田市選挙管理委員会の4名の委員」を「半田市長 榊原純夫」に変更いたします。

イ. 「請求の内容について」

令和3年12月13日付けの「住民監査請求書（6枚）」と題する文書の「2. 請求の内容」の項に記述している内容を本住民監査請求書（令和4年1月20日付け）に記述している「2. 請求の内容」の項の内容に変更いたします。

ウ. 令和4年1月12日付けの「住民監査請求再補充書（14枚）」と題する文書に記述している「1. 措置を求める者について」の項の「前文4行」と「理由1. 」と「理由2. 」に記述して

いる内容は全て削除いたします。

- Ⅰ. 住民監査請求書に関する3文書（i～iii）の全般に記述している「半田市選挙管理委員会の4名の委員」と記述しているものを「半田市選挙管理委員会の4名の委員及び同委員会事務局の3名の市職員」に変更します。なお、「半田市選挙管理委員会」と記述している場合は「半田市選挙管理委員会及び同委員会事務局」に変更します。

（2）. 提出する書証について

本住民監査請求書について提出する書証は既に、請求人が貴委員会各位に提出している3文書（前記のi～iii）と共に添付している書証1.～書証21.の計21書証と同一です。この21書証を今回の請求書分として再提出をさせていただくについては、貴委員会の判断に従います。従いまして、今回は提出していません。

4. 住民監査請求書の今後の補充について

本年1月18日に半田市長から請求人に次の情報開示をしていただきました。

- i. 半田市財政調整基金に関する諸情報（書証20. に対して）
- ii. 地域振興券に関する審議・採択情報（書証21. に対して）

このi.とii.の開示情報に関して、今回提出の住民監査請求書に補充しなければならない事項が新たに判明しています。この補充書は、今月末までに別途提出します。

5. 本請求書と共に提出する文書（次の3文書です。）

- i. 令和3年12月13日付け、住民監査請求書（6枚）
- ii. 令和3年12月17日付け、住民監査請求補充書（5枚）
- iii. 令和4年1月12日付け、住民監査請求再補充書（14枚）

以上

6. 本請求書に添付された事実を証する書面

- （1）書証1 「地方選挙早わかり」6枚あります。全国市区選挙管理委員会連合会編
- （2）書証2 令和3年1月久世たかひろ後援会ニュース
- （3）書証3 令和3年2月久世たかひろ後援会ニュース
- （4）書証4 令和3年5月久世たかひろ後援会ニュース及び堀崎純一候補のポスター
- （5）書証5 令和3年6月14日付け、半田市選挙管理委員会あて「半田市長選挙告示（令和3年5月30日）前の立候補予定者（久世氏と堀崎氏）を支持する政治団体（後援会を含む）の不法活動実体調査依頼」 ■■作成
- （6）書証6 令和3年6月21日付け、半田市選挙管理委員会作成「上記の書証5.への（回答）」
- （7）書証7 令和3年（2021年）7月1日 ■■発信、半田市あて「半田市役所不良職員の洗浄が最優先課題です。」
- （8）書証8 令和3年1月21日～令和3年5月11日の間の半田市長選挙に関する立候補予定者とその関係者による不正活動に対する市民からの問題提起の状況と、市選管事務局での把握状況。
- （9）書証9 令和3年8月13日付け、市への■■からの開示請求結果。市選管は、久世氏

当選について、法に則った選挙運動であったのか、それとも不正・違法があったのか全く検証していない。

- (10) 書証 10 令和3年8月20日付け、市情報公開審査会あて、■ ■作成「令和3年8月16日付け、審査請求書への追加提出書類と既提出文書の補足説明（6枚）」
1. 追加提出する書類
 - (1) 令和3年8月16日付け 半田更生保護サポートセンターあて文書 3枚
 - (2) はんだ市報 令和3年8月号 市政ニュース 副市長に、山本卓美を久世市長が指名。
 - (3) 令和3年3月18日に暴行（つばかけ）事件を■ ■に対し捏造した事件に関する民事訴訟文書3文書（主犯者 山本卓美）
 - ア. 告訴理由書（26枚） 令3.2.13付け
 - イ. 告訴人準備書面 令3.5.10付け
 - ウ. 告訴人準備書面（補充） 令3.6.1付け
 2. 書証5.の内容への補足
本年の半田市長選挙における久世孝宏の関係者による法に反した選挙運動状況。
 3. 市選管は、久世氏陣営の不正運動に対して、実質的な是正措置をとらなかった状況。
 4. 半田市役所職員による平成17年5月から平成22年3月の約5年間に■ ■に対して刑事事件を捏造した状況と■ ■による法的措置。
- (11) 書証 11 令和3年8月24日開催の「定例選挙管理委員会議事録」
4人の市選管委員は、本実施の半田市長選挙での立候補者による選挙違反について、全く反応がない状況が記述されている。市選管委員の役割りを理解していない。
- (12) 書証 12 堀崎純一の「半田市役所を本気で変える！」ポスター（県政報告）
- (13) 書証 13 半田市副市長の選任について（令和3年6月30日）
山本卓美 議案第53号
半田市議会で全会一致で選任している。
- (14) 書証 14 本年6月24日8時20分～
新市長（久世）初登庁セレモニー資料
市庁舎1階ロビーを市職員で3密化した。
（このような行事は、市職員の職務ではありません。）
- (15) 書証 15 平成22年（わ）第618号平成23年2月4日実施
「証人尋問調書」証人 山本卓美（第2回公判）
- (16) 書証 16 令和4年1月号 はんだ市報「新年のごあいさつ」半田市長 久世孝宏
- (17) 書証 17 令和3年6月6日執行「半田市長選挙「選挙公報」」
- (18) 書証 18 平成5年4月1日施行「半田市財政調整基金条例」

- (19) 書証 19 令和 3 年 12 月 21 日付け「半田市財政調整基金残高について」
- (20) 書証 20 令和 4 年 1 月 4 日付け、請求人作成 半田市長あて「半田市情報公開閲覧等請求書」
(過去 5 年度の間における半田市財政調整基金の設置・管理及び処分について、半田市が公正に運用管理しているのか検証することを目的に情報開示を求めた。)
- (21) 書証 21 令和 4 年 1 月 6 日付け、請求人作成 半田市長あて「半田市情報公開閲覧等請求書」
(半田市民一人当たり 2 万円の地域振興券の配付について、半田市と半田市議会で公正に審議・議決・採決しているのかを確認するために、情報開示を求めた。)

※上記「3. 請求の理由及びその他の関連する各項」のなかで、請求人が記述している「請求の理由及びその他の関連する項目は、請求人から半田市監査委員各位あてに、すでに提出している、次の住民監査請求書に記述している通りです。」とあるうちの「請求の理由」とは、本請求書と共に提出された「i. 令和 3 年 12 月 13 日付け住民監査請求書 (6 枚)」の以下の部分である。(以下、該当箇所及び関連箇所を抜粋。上記 3. (1) エで語句の変更を記述しているが、補正せず原文のまま記載する。)

3・請求の理由

半田市選挙管理委員会の役割りは、次頁の「4. 市選挙管理委員会」の項に記述している通りです。

ところが、4 人の委員は、選挙に関する事務の管理を行っているにすぎず、委員本来の役割りである立候補予定者による告示前の事前選挙運動を止めさせることを全くしませんでした。

さらに、このような立候補予定違反者から立候補届けを受理することで違反者の違反行為を容認してしまっています。

従って、4 人の委員は、本来すべき役割りである選挙が公明で、かつ適正に行なわれるための職務(全体職務の 70%)を全く行っていません(書証 9. 11. 及び書証 10. より)。

上記 2. の項で記述したように、委員報酬を半田市に返すよう求めるものです。

なお、立候補予定者及びその後援会・政治団体による本年執行の半田市長選挙についての告示前の違法な事前選挙運動については、書証にて本請求書と共に提出します。これまで(過去)の市長選挙では、今回のような不正運動は有りませんでした。

立候補予定者を支援する者に、半田市長(榊原純夫)等の市関係者及び半田市市議会議員もいました。半田市長以下の市職員による市民に対する複数件の犯罪を揉み消そうとしているものと思われる。(書証 7 及び書証 10 より)

4. 市選挙管理委員会について

(1) 地方自治法第 182 条他の規定

選挙権を持っている者で、人格が高潔で政治および選挙に関し公正な識見を有する者、と規定しています。

市議会の議員による選挙で選ばれ、委員は4名で任期は、4年と定められています。

(2) 市選挙管理委員会の役割

インターネット上の専門家の見解は、次の通りです。

選挙に関する事務の管理の他にも、選挙が公明かつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通して、選挙人（有権者）の政治常識の向上に努めることや、投票の方法・選挙違反など、選挙について必要と認める事項を、選挙人によく知らせることも重要な職務です。

また、「選挙のやり方や、当選人の決定方法が間違っている」という申し出の処理も、選挙管理委員会の役割です。

(3) 警察と選挙管理委員会の役割（警察の見解）

警察は、違法行為を犯した市民を正当な捜査のうえ処罰することが本来の役割であり、選挙活動を止めさせる権限を有さない。

一方、選挙管理委員会は、有権者が立候補者に投票する際に、正常な判断を妨げる立候補者等およびその関係者による不正な行為・活動を即日止めさせたり、立候補届けの受付を拒否することもできる。

○令和4年1月24日付け、住民監査請求補充書（6枚）

別紙1参照

○令和4年2月4日付け、住民監査請求再補充書（5枚）

別紙2参照

第2 監査の請求の受理

令和4年1月20日に提出された住民監査請求書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述の機会及び証拠の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和4年2月4日に証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人の趣旨を補足する陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■ ■ ■ ■

また、令和4年1月24日付け「住民監査請求補充書（6枚）」、同年2月4日付け「住民監査請求再補充書（5枚）」及び「令和4年2月4日付け「住民監査請求再補充書（5枚）」と題する文書に補充する文書（5枚）」の提出があり、同日付けでこれらを受理した。

2 監査の対象事項

令和3年1月から同年6月までの半田市選挙管理委員会の委員4名の委員報酬、同委員会の事務局3名（書記長1名及び書記2名）の給与・賞与について、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを対象とした。

なお、公職選挙法に反し、事前選挙運動において不正・違法があったか否かは、財務に関する行為ではないため、住民監査請求の対象ではなく、監査委員が判断する事項ではないことを申し添えておく。

3 関係書類の提出及び説明

監査対象部局を、半田市選挙管理委員会及び同事務局とし、関係資料の提出及び説明を求めた。これらにより関係職員が行った説明の要旨は次のとおりである。

(1) 選挙違反の疑いがあった場合の対応について

得られた情報の事実確認をしたうえで、違法性の有無を半田市選挙管理委員会が確認もしくは判断する。この際、必要に応じて愛知県選挙管理委員会の助言等を受ける場合がある。

事案における違法性のおそれを確認できた場合には、対象の当事業者等にまずもって注意喚起し、是正を促すか、警察へ情報を提供し、捜査機関の対応を促す。事実関係が明白で、悪質な場合には、警察に告発することも選択肢となるが、半田市選挙管理委員会では告発に至った例はない。

また、半田市選挙管理委員は法的な捜査権限はなく、限られた事務局職員（兼任3名）で選挙事務を執行しているため、事実確認や裏付けが困難な例がほとんどであり、情報提供があった内容を以て関係者に注意喚起を促すことが多くなっている。

(2) 選挙違反の疑いがあった場合の半田市選挙管理委員会委員の対応について

上記(1)の事務処理は事務局職員（兼任3名のうち書記長を除く2名）が専ら担い、内容の程度等によって、定例選挙管理委員会等で委員は報告を受け、必要があれば内容の仔細な確認や、事務局職員の対応を指示する。

(3) 選挙違反の疑いがあった場合の半田市選挙管理委員会（定例会及び臨時会）への報告等について

令和3年2月25日と4月8日に開催の定例選挙管理委員会で立候補者の動きを共有し、同年6月6日開催の臨時選挙管理委員会で立候補者の動きを情報共有した。違法性のおそれのある情報や資料については、事実確認や裏付けがとれない中で事務局から委員へ情報提供がされているほか、警察へ情報提供した事案について報告がされている。定例選挙管理委員会では、総論的に、可能な範囲で個々の事案対応に善処するよう委員から事務局職員へ促している。

(4) 以下の点①～④についての半田市選挙管理委員会の対応について

①半田市長選挙に向けて、令和3年1月、2月に「久世たかひろ後援会ニュース」が発行されていたことについて

令和3年2月発行の「久世たかひろ後援会ニュース」には、後援会への入会を促す内容が記載されるとともに、タイトルとして「決意！！半田市のリーダーを目指します」との表示があったため、配布に前後し、後援会会員以外の方が見た際に、公職選挙法の違反のおそれが生じることを政治団体に伝え、表現を再検討するよう依頼した。

「後援会ニュース」等の発行や配布は、久世氏に限らず政治活動として常時なされているものと認識しているが、政治活動自体は原則自由に行われるべきもので、違反のおそれがない中で配布資料の事前確認や是正指導等を予め行うものではない。久世氏については、令和2年12月に立候補の意思がある旨を表明されていたため、事前運動にあたるおそれがある

ると判断し、表現に留意するよう促した。

- ②令和3年2月に発行された「久世たかひろニュース」には、当時、現職である榊原純夫半田市長による写真と記事「全力で応援します！」が記載され、現職市長が応援していたこと。

令和3年2月当時に、指摘の点を以て、政治団体へ注意喚起等は行った経過や記録はない。

- ③半田市長選挙に向けて、久世氏と現職市議会議員や市議会議員立候補予定者となる両名のポスターが掲示されていたこと。

公職選挙法第143条（文書図画の掲示）では、公職の候補者等個人や後援団体の政治活動用ポスターについて規制があり、同時に同法第201条の14（選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去）では、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動用ポスターの規制がある。ご指摘のポスターは、久世氏が当時所属していた政治団体「志幸会」の政治活動用ポスターとして掲示され、半田市長選挙告示日（令和3年5月30日）以前は、同法第201条の14に規定する撤去期間前の掲示であると認識していたため、政治団体に対して政治活動を制限する行動はとっていない。

なお、令和3年4月下旬に、ポスター掲示文字が相対的に小さく、立候補予定者のポスターと視認されるとの意見を市民からいただいたため、ポスターの文字表示バランスの点で、事前運動にあたるおそれがあるとの認識を持ち、総合的な判断を求める趣旨で警察には情報提供した。

- ④半田市長選挙に向けて、「本気で半田を変える会」について、「本気で半田を変えるのは経験と実績豊富な元県議会議員」と記載されたポスターが掲示されていたこと。

公職選挙法第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける団体として、「本気で半田を変える会」の政治団体確認申請書等の提出を受けている。これにより、当該政治団体に所属する堀寄純一候補者の政治活動を支援する団体として、規定の範囲内でポスターが掲示されていたものと認識した。

掲示期間中に、公職選挙法第201条の13第1項第2号にある「特定の候補者の指名又はその氏名が類推されるような事項」に「元県議会議員」の表示が該当すると市民から意見があったが、公職選挙法の逐条解説等の確認や顧問弁護士への相談をしたうえで、「元県議会議員」の表示は氏名の文字が類推されるような事項には該当しないものと判断した。

- (5) 令和3年1月～同年6月の間の半田市選挙管理委員会の活動状況について

令和3年1月14日、同年2月25日、同年4月8日の定例選挙管理委員会と同年6月6日の臨時選挙管理委員会を開催した。

- (6) 令和3年1月～同年6月の間の半田市選挙管理委員会委員への報酬の支払いについて
各月において、委員長には月額25,300円、委員には月額22,200円が支払われている。

第4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関し、次の事実関係を認めた。

1. 半田市選挙管理委員会の設置及び職務については、地方自治法第180条の5第1項第2号及び同法第181条第1項の規定に基づき、普通地方公共団体に選挙管理委員会を設置する

ことが義務付けられており、同法第 181 条第 2 項の規定において、選挙管理委員会は 4 人の選挙管理委員を以て、これを組織することとされている。また、同法第 194 条の規定に基づき、半田市選挙管理委員会規程が策定されており、同法第 186 条の規定に基づき、選挙管理委員会は、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに係りのある事務を管理している。

2. 半田市選挙管理委員会（定例会・臨時会）の開催状況については、令和 3 年 1 月 14 日、同年 2 月 25 日及び同年 4 月 8 日に定例選挙管理委員会を、同年 6 月 6 日に臨時選挙管理委員会を開催している。同年 2 月 25 日と同年 4 月 8 日に開催の定例選挙管理委員会では立候補予定者の動きについて情報共有し、同年 6 月 6 日開催の臨時選挙管理委員会で立候補者の動きについて情報共有している。違法性のおそれのある情報や資料については、事実確認や裏付けがとれない中で事務局から委員へ情報提供がされているほか、警察へ情報提供した事案について報告がされている。また、定例選挙管理委員会では、総論的に、可能な範囲で個々の事案対応に善処するよう委員から事務局職員へ促している。
3. 令和 3 年 2 月発行・配布された「久世たかひろ後援会ニュース」には、後援会への入会を促す内容が記載されるとともに、タイトルとして「決意！！半田市のリーダーを目指します」との表示があった。このため、配布に前後し、後援会会員以外の方が見た際に、公職選挙法の違反のおそれが生じることを政治団体に伝え、表現を再検討するよう依頼している。
4. 半田市長選挙に向けて、久世氏と現職市議会議員や市議会議員立候補予定者となる両名のポスターが掲示されていたことについて、政治団体に対して政治活動を制限する行動はとっていない。ただし、令和 3 年 4 月下旬に、ポスター掲示文字が相対的に小さく、立候補予定者のポスターと視認されるとの市民からの意見があり、ポスターの文字表示バランスの点で、事前運動にあたるおそれがあるとの認識を持ち、総合的な判断を求める趣旨で警察に情報提供している。
5. 半田市長選挙に向けて、「本気で半田を変える会」が「本気で半田を変えるのは経験と実績豊富な元県議会議員」と記載したポスターを掲示したことについて、公職選挙法第 201 条の 9 第 1 項ただし書の規定を受ける団体として、「本気で半田を変える会」の政治団体確認申請書等の提出を受けている。ただし、掲示期間中に、公職選挙法第 201 条の 13 第 1 項第 2 号にある「特定の候補者の指名又はその氏名が類推されるような事項」に「元県議会議員」の表示が該当すると市民から意見があったことについては、公職選挙法の逐条解説等の確認や顧問弁護士への相談をしている。
6. 選挙管理委員会委員への報酬は、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき支払われている。
7. 半田市選挙管理委員会規程第 14 条の規定に基づき、会議録が作成されている。

第 5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

令和 3 年 1 月から 6 月までの 6 か月間に、定例選挙管理委員会が 3 回（令和 3 年 1 月 14 日、同年 2 月 25 日、同年 4 月 8 日）、臨時選挙管理委員会が 1 回（同年 6 月 6 日）に開催され、半田市選挙管理委員会委員 4 名及び同事務局 3 名は、全員出席している。これらの選挙管理委

員会では、同年 6 月 6 日執行の半田市長選挙及び半田市議会議員補欠選挙に関して、候補予定者あるいは候補者の動向その他の情報が各委員には報告されている。また、半田市選挙管理委員会としては、半田市長選挙の執行前には、適時適切に指導等の措置を講じ、又は警察が警告等の措置を講ずることができるよう、半田警察署と緊密な連携を図っているとともに、法令遵守の観点により、必要に応じて顧問弁護士への相談をしている。したがって、半田市選挙管理委員会は、選挙管理委員会としての業務を遂行しており、業務を怠っていた事実は認められない。

半田市選挙管理会の委員（4名）の報酬は、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」に則って支払われており、違法性及び不当性は認められない。また、事務局職員（3名）の給与・賞与等は、「半田市職員の給与に関する条例（昭和 29 年 3 月 30 日条例第 12 号）」及び「半田市会計管理者事務決裁規程（平成 20 年 3 月 28 日訓令第 5 号）」に則って支払手続が行われており、違法性及び不当性は認められない。

上記のことから、委員報酬及び給与等の支払いに関して、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第 6 結果

本住民監査請求については、地方自治法第 242 条第 11 項の規定に基づき、監査委員の合議により、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、理由がないものとして棄却する。

以上

○令和 4 年 1 月 24 日付け、住民監査請求補充書（6 枚）

令和 4 年 1 月 20 日付けの住民監査請求書の記載内容に以下の内容を補充します。

1. 久世孝宏陣営の告示前違法選挙運動について（再確認）

この件については、令和 4 年 1 月 20 日付けの「住民監査請求書（4 枚）」と題する文書と共に提出した i ~ iii の文書の中の次の各項で書証を添えて、その状況を記述している通りです。

(1) 再提出 i（令和 3 年 12 月 13 日付け、住民監査請求書（6 枚））より。

4 頁の「5. 久世孝宏陣営による告示前の違法運動状況」の項に記述しています。

(2) 再提出 ii（令和 3 年 12 月 17 日付け、住民監査請求補充書（5 枚））より。

1 頁～2 頁の「2. 半田市長（榊原純夫）の禁止行為とその影響について」の項に記述しています。

(3) 再提出 iii（令和 4 年 1 月 12 日付け、住民監査請求再補充書（12 枚））より。

10 頁の「(2) 半田市長 榊原純夫による久世候補への応援（禁止行為）」の項に記述しています。

2. 久世氏公約の地域振興券の財源について

地域振興券（全体事業費 25.6 億円）の財源は、半田市財政調整基金であり、この基金は、半田市財政調整金条例（書証 18.）に則って、市民等が納めた税金を積みたてたものです。この基金は、経済事情の変動、災害の発生その他の理由により財源に不足を生じた場合に、不足額の財源に充てるときに限り、処分することになっています（書証 18. の第 7 条より）。

この財政調整基金の最近 5 年度末時の市の保有額は、次の通りであり、41～42 億円です。2020 年は、例外です（下記の※）。

- ・2017年度末 42 億円
- ・2018 " 42
- ・2019 " 41 約 8,000 万円 市企業再生投資補助等に使用
- ・2020 " ※ 51 約 10 億円 コロナによるイベント中止分を基金へ
- ・2021 " 見込 26 地域振興券（25.6 億円）に使用。

以上のデータは、書証 22 より引用しました。

上記に示しているように、半田市の財政調整基金は、経済事情の変動あるいは災害の発生等に備えて、各年度の税収を積立てる非常時の為の半田市の貯金です。

昨年 6 月執行の半田市長選挙の告示日（5 月 30 日）に立候補届け出をした久世孝宏候補は、選挙公報で「地域振興券を一人二万円」を市民に公約しており、この為に 25.6 億円もの半田市の貯金を取り崩すことになるのです。

3. 久世候補の公約（地域振興券）についての検証

久世候補による地域振興券市民全員に一人二万円を交付するとの公約について、請求人は、すでに次のような考察をしています。

- (1) 再提出 ii (令和3年12月17日付け、住民監査請求補充書(5枚)と題する文書)の3頁の「3. 久世市長は、副市長に重大犯人の山本卓美を指名(書証13.より)」の項に、次の記述をしています。
- ii. 久世氏を当選させる必要のある半田市長(榊原純夫)以下の半田市役所幹部職員が久世氏を積極的に支援した。
久世氏の市長選の公約起案に参画した状況にある。
 - iv. 久世氏の市長選挙の公約であった半田市民全員に対して2万円の地域振興券の交付は、税金を餌に票を買収する目的であることは明白です。……
この愚策は、市長(榊原純夫)と山本卓美が公約起案に参画して策定したものだと思われる。
- (2) 再提出 iii. (令和4年1月12日付け、住民監査請求再補充書(14枚)と題する文書)の8~13頁に記述している「4. 半田市民一人当たり2万円の地域振興券の交付について」の項で、上記(1). に記述した内容の根拠について、各種の視点から説明しています。この項では、前頁の「2. 久世氏公約の地域振興券の財源について」で、新たに判明した事項を加味して、久世候補の公約(地域振興券)は、半田市役所の犯罪組織化を正当化して、今後もこの状況を維持するために、違法な選挙運動を多用することで、何が何でも半田市長に当選しようとした事実を次項で再検証します。
- (3) 再検証の内容
- 地域振興券の公約内容は、市民全員を対象に何の条件や制限もなく一人当たり二万円を交付するというものです。
- この為の総事業費を25.6億円と見込んであり巨額です。
- そして半田市の通常時の財政調整基金は41~42億円です。
- この財政調整基金を令和3年8月5日に開会した令和3年度の半田市一般会計補正予算5号(地域振興券に関する事案です。)についての半田市議会にて、総事業費25.6億円の地域振興券の議案をわずか1日で採決してしまっています。
- そればかりでなくて、この半田市議会の中で、平成2年度に予算として計上していた各種イベント等の内、新型コロナが原因で中止になった部分約10億円を財政調整基金に繰り入れしています(前項の2.の中で記述しています。)。この繰り入れで、財政調整基金(通常41~42億円)を51億円にしています。
- (以上は、書証23より)
- i. 半田市役所は、すでに犯罪組織体制にある。
(この記述は、刑法230条の二、③に則っています。)
 - ii. 半田市長 榊原純夫以下の半田市役所幹部職員は、次期市長に久世氏を何が何でも当選させる必要がある。財政に詳しい総務部長 山本卓美(重大犯罪人)は、なおさらです。
 - iii. 上記のアンダーライン部分の記述から、半田市の財政に詳しい、総務部長 山本卓美が新

任市長（久世氏）および半田市長選挙立候補者（久世氏）に入れ知恵したと考えるのが妥当です。

久世氏は、元々理工系畑の方であり、財政にはうといばかりか、半田市長の器に欠けます（理由は再提出 iii の 7 頁の通り）。

- iv. 市民全員を対象に二万円を交付する必要性はありません。明らかに公約は税を餌に票を買収しようとするものです。
- v. 半田市長に選出された久世氏は、副市長に山本卓美を指名しています。その理由は、久世氏の公約起案への返礼であり、かつ地域振興券交付に向けての議会対応のため人事でもあります。そうでなければ、わざわざ重大犯罪人を副市長に指名しません。

4. 地域振興券交付の審議・採決の状況

半田市役所市民経済部が中心に、地域振興券交付に向けて、半田市議会の各会派毎に、事前説明を行い根回しを実施しています。その後、次の手続きを行って、半田市議会での審議・採決を行っています。

- i. 令和 3 年 7 月 29 日 1 時間 20 分で半田市議会議員全員で協議会を実施する。
- ii. 令和 3 年 8 月 5 日 午前 9 時 30 分～午後 5 時 33 分
 - ・午前 9 時 30 分～午前 9 時 32 分 市議会本会議
 - ・午前 9 時 35 分～午前 9 時 43 分 全員協議会（説明のみ）
 - ・午前 9 時 55 分～午前 10 時 23 分 市議会本会議
 - ・午前 10 時 40 分～午後 3 時 7 分 建設産業員会会議
（この時間の中で、総務委員会会議を実施）
 - ・午後 4 時 50 分～午後 5 時 33 分 市議会本会議→可決

以上のように、25.6 億円の事案を市長・副市長・関係部課長と創造みらい半田の市議会会派議員による主導で、令和 3 年 8 月 5 日の 1 日で可決しています。野党の市議員から久世市長の市長として資質について厳しい批判の声が審議の過程でなされています。創造みらい半田の市議会会派は、市役所にいいように利用されています。

5. 市選挙管理委員会への嘆願を申し出する予定。

請求人は、半田市選挙管理委員会に対して、久世孝宏を被告発人として捜査機関（名古屋地方検察庁）に公職選挙法（法 129 条）違反を理由に、告発状を提出していただくよう嘆願申出を行うことを考えています。

この罪の公訴時効は、3 年です。

6. 今回提出する書証（次の二証書です。）

- ・書証 22 令和 4 年 1 月 17 日付け、半田市長作成、請求人あて
「半田市情報公開可否決定通知書」（全 9 枚を提出する。）

(2017年度から2021年12月末までの半田市財政調整基金及び他の余剰税金に関する各情報の開示を受ける。開示文書の内、ポイントになる情報を抜粋して提出する。)

・書証 23 令和4年1月17日付け、半田市長作成、請求人あて

「半田市情報公開可否決定通知書」(全8枚を提出する。)

(令和3年度地域振興券に関する予算についての次の会議録の開示を受け、その抜粋の情報を提出する。)

- ・令和3年7月29日実施の全員協議会。
- ・令和3年8月5日実施の市議会本会議。
- ・ " " " 全員協議会。
- ・ " " " 建設産業員会、総務委員会。
- ・ " " " 市議会本会議(採決)。

以上

7. 本補充書に添付された事実を証する書面

- (1) 書証 22 令和4年1月17日付け半田市長作成 請求者あて「半田市情報公開可否決定通知書」
- (2) 証明 23 令和4年1月17日付け半田市長作成 請求者あて「半田市情報公開可否決定通知書」

○令和 4 年 2 月 4 日付け、住民監査請求再補充書（5 枚）

地方自治法 242 条 7 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月 20 日付け及び同 24 日付けの住民監査請求書に、次の記載内容を再補充いたします。

1. 久世陣営による昨年の半田市長選挙告示前の違法選挙運動

昨年の半田市長選挙には、三人の半田市民が立候補しました（書証 17）。この立候補者の中で、先頭をきって告示前に違法選挙運動を始めたのは、久世孝宏陣営であるとすでに、再提出 i（令和 3 年 12 月 13 日付けの「住民監査請求（6 枚）」と題する文書です）の文書の「2. 請求の内容」の項の 1 頁の下方から 4 行目以降にの二行に記述しています。

この項では、告示前の違法選挙運動を他の立候補予定者に先立って、久世陣営が行った事実について証拠を示して説明します。

令和 3 年 8 月 11 日付けで半田市長が請求人に情報公開した書証 24.（半田市情報公開可否決定通知書）を今回提出します。この書証 24. に、半田市民から半田市選挙管理委員会事務局に立候補表明者（後援会、政治団体を含む）が、告示前に違法選挙運動を行っているのではないかと、その内容を伝えている状況を時系列順に記述している文書があります。この文書は、半田市民から連絡をうけた半田市選挙管理委員会事務局が作成したものと思われます。

この市選管事務局作成文書の先頭に、次のように記述しています。

令和 3 年 1 月 21 日

「別添内容のもの〔A〕が自宅に投函された。私は、後援会の会員ではなく、全戸に配付されているのではないかと、これが後援会以外の人に配付されるのは許されるのか。」

（上記は書証 24. より）

上記の「別添内容のもの〔A〕」とは、久世たかひろ後援会ニュースの令和 3 年 1 月のチラシであり、次の内容が印刷されています。

「令和 3 年 6 月の半田市市長選挙への出馬を表明しました。決意の経緯、政治姿勢、政策の概要、久世孝宏の略歴が印刷されているのみならず、令和 2 年 12 月 11 日アイブラザ半田での出馬表明の記者会見の状況を次のように印刷しています。写真をプリントしたうえで、記者会見の様子です。現職市長、榊原純夫氏も快くご同席くださいました。会派を超えた、多くの議員の皆様からも多大なる応援をいただいております。そして、久世たかひろ後援会に入会するよう、印刷しています。この後援会ニュースを、久世孝宏が監修している旨も印刷されています。」

（書証 24. より）

久世陣営は、令和 3 年 1 月 20 日ころから、法 129 条に違反する告示前の市長選挙運動を他の立候補予定者に先立って行ったことが上記から分かります。

上記の内容は書証 2. でも同様分かりますし、書証 3. での久世たかひろ後援会ニュース令和 3 年 2 月でも同様です。

さらに、久世たかひろ後援会ニュースは、令和3年5月中旬ころにも発行して、不特定多数の半田市民宅に投函しています（書証4.より）。

2. 令和2年12月11日 久世氏立候補表明記者会見を記事に。

この記者会見そのものの行為は、問題はありません。法129条等に違反している久世陣営の行為は、この記者会見の状況を令和3年1月と同2月の久世たかひろ後援会ニュースに写真付きで現職市長榊原純夫がこの記者会見に同席をしたこと、及び同市長がこの記者会見の場でマイクを片手に「全力で応援します！」と発言したことを同後援会ニュースに掲載して、同後援会ニュースを令和3年1月下旬以降に、不特定多数の半田市民（有権者）宅に投函をして、令和3年6月の半田市長選挙執行に際して、久世氏に投票していただくよう求めている事実です。

前項で記述しているように、久世氏が半田市長選挙に出馬を表明したことあるいは半田市のリーダーを目指す旨を同後援会ニュースに印刷しています。明らかに違法選挙活動です。

3. 久世陣営のポスター（三連ポスターと大型ポスター）について

（1）三連ポスターについて

再提出 i（令和3年12月13日付け、住民監査請求書（6枚）です。）の4頁の5.の（3）の項に記述している久世陣営による三連ポスターは、4人の半田市議会議員と1名の同補欠選挙立候補予定者の計5人による久世立候補予定者との顔写真三連ポスター5種類を半田市内の不特定屋外等に掲示した事実を記述しています。

このポスターは令和3年4月中旬ころから告示日直前まで掲示されていました（書証8.及び書証24.より）。

これら三連ポスターは5種類（市議員等5名と久世氏の顔写真をペアーでプリントしたポスターです。）のみではなく、10種類（計10名の市議員等と久世氏）の三連ポスターが半田市内の不特定多数の場所に掲示されたとの情報が入っています。

（2）等身大の全身の大型ポスターについて

現職市長（榊原純夫氏）と久世孝宏立候補予定者のそれぞれの等身大の全身大型ポスターは、二人ペアーで半田市内の屋外の人目に付く場所に掲示（令和3年5月初旬から告示日直前までについても、複数場所に、三連ポスター数種類と共に行われている状況にあります。

4. 久世陣営による告示前の半田市長選挙活動について

後援会の準備活動であったとか、政治団体による政治活動であるが如く、装っていますが、久世孝宏は、告示日当日に、半田市選挙管理委員会に半田市長選挙への立候補届けを提出して受理されています。さらに、令和2年12月11日に、久世氏は記者会見を通して、半田市長選挙に立候補表明を行っています。

このような久世氏の状況から、令和3年1月下旬（1月21日ころ）以降、告示日直前までの半田市長選挙に向けての諸行為は、告示前の違法選挙活動であり法129条に反する事実は、明らか

です。

5. 請求人の立場

請求人は、特別の政党に属した経歴はありません。

そして、特別・個別な信仰もありません。

さらに、令和3年6月執行の半田市長選挙及び半田市議会議員補欠選挙に全く参加していません。告示日前の違法な選挙活動の事実を見て、市選管事務局に投票所への入場券の送付を断っています。

更に、地域振興券の交付に対しても、市経済課に対して事前に発送を自退しています。

従って、令和3年6月執行の選挙には参加していません。

特別の立候補者との利害関係は、ありません。

6. 今回提出する書証（次の一通です。）

・書証 24 令和3年8月11日付け半田市長作成 請求人あて

「半田市情報公開可否決定通知書」

（令和3年5月30日告示の半田市長選挙に関し、市民から半田市役所に、選挙運動状況について問題提起等の通報があった個別の内容を記録した文書の開示結果です（4枚開示）。）

以上

7. 本再補充書に添付された事実を証する書面

（1）書証 24 令和3年8月11日付け半田市長作成 請求者あて「半田市情報公開可否決定通知書」